

宮崎県公報

令和6年4月1日(月曜日) 第 496 号

発 行 **宮 崎 県**

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 64,800円

)10 ○都市計画の変更図書の写しの縦覧(3件)……(都市計画課)15

日 ·	○指述介護予例サービス争業の廃止 (長寿介護議) 11
	○指定介護療養型医療施設の指定の辞退(″)11
頁	○道路の区域の変更(2件)(道路保全課)11
規則	○道路の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
)議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償	○港湾施設の概要の公示(5件)(港湾課)12
等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)1	公告
)身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規	○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市
則・・・・・・(障がい福祉課) 1	町村の意見(商工政策課)15
告 示	○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
)救急診療所の認定(医療政策課)10	町村の意見(// //) 15

○指定居宅サービス事業者の指定············(長寿介護課)10 ○宮崎県資源管理方針の公表·············(漁業管理課)15 ○指定介護予防サービス事業者の指定··········(〃)10 ○河川整備計画の変更·············(河川課)15

規 即

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第27号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年宮崎県規則第52号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後 (休業補償を行わない場合) (休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げ|第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げ る場合とする。 る場合とする。 (1) [略] (1) [略] (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは 児童自立支援施設に送致され、収容されている場合又は売春防 児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64 条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されて 止法(昭和31年法律第 118号)第17条の規定による補導処分と <u>して婦人補導院</u>に収容されている場合 いる場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容 されている場合

附則

この規則は、公布の日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第28号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成5年宮崎県規則第29号の2)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
(指定医の標示)	(指定医の標示)				

令和 6 年 4 月 1 日(月曜日) 第 496 号

宮崎県公報

第5条 法第15条第1項の規定により知事の指定を受けた医師は、 標示(別記様式第3号)を病院、診療所等の見やすい場所に提示 しなければならない。

(指定医の診断書等)

第6条 法第15条第1項の診断書及び同条第3項の意見書は、身体 第6条 法第15条第1項の規定による身体障害者手帳の交付の申請 障害者診断書・意見書(別記様式第4号)によるものとする。

第5条 法第15条第1項の規定により知事の指定を受けた医師は、 <u>その旨を</u>見やすい<u>方法により掲示するものとする</u>。

(身体障害者手帳の申請等)

- は、身体障害者手帳交付申請書(別記様式第3号)によるものと <u>する。</u>
- 2 法第15条第1項の診断書及び同条第3項の意見書は、身体障害 者診断書・意見書(別記様式第4号)によるものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第1号(第2条関係)

判 定 依 頼 書 受 理 簿

受付 番号	受付年月日	発信者	判定日	判定依頼種目	内容	氏 名	判定書番号
番号	交刊平月日	光信有	形 式	刊足似积性日	容	八 石	発送日
				l	L		L

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第6条関係)

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日 写真
** 貼らずに提出してください。
3cm

申請者

1 1111 11								
フリカ゛ナ				生年				
氏 名				月日		年	月	日
居住地								
個人番号								
本人(15歳未 満の児童) との続柄				電話	番号			

15歳未満の児童

フリカ゛ナ					生年		<i>t</i> ::	П	П
氏 名					月日		年	月	日
居住地	□ 申請	青者に同	じ						
個人番号									

宮崎県知事 殿

私は、身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けたいので、関係書類を 添えて申請します。

(備考)

- 1 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。 この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要は ありません。
- 2 写真は、脱帽して上半身を写したもの(申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪 郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)としてください。

また、身体障害者手帳の交付の申請の時から1年以内に撮ったものとしてください。ただし、特別の事情があるときであって、その写真によって本人を認識する上で支障がないときは、この限りでありません。

	ппол					
	明治					
氏名	大正	年 月	日生() 歳	男女	を
	昭和					
	平成					
	大正・昭和					
氏名		年 月	日生(歳)	男•女	に、
	平成・令和					
原因となった		交通、労	災、その他の事	故、戦傷、	、戦災、	J.
変病・外傷名		自然災害、	疾病、先天性	、その他	()	を
② 原因となった		疾病、先天性、交迫	通、労災、その [,]	他の事故、	. –	に、
疾病•外傷名		自然災害、戦傷、	銭災、その他 ()	10,
5) 総合所見 こ		# 134 3 = 1 3 3 =	7 let 1 2 - 1 to 4			مد
	来再認定要(障害程度に変	化が生じることが「	予想される場合	のみ) • /	个安」 	を
L円						
						_
S			(松本正初完	1		_
D 総合所見			〔将来再認定		ス 田 扨	_
ā)総合所見			□ 軽快・	改善によ	る再認	_
⑤ 総合所見			□ 軽快・ 定を要す	改善によっ る	る再認	ī.,
5)総合所見			□ 軽快・ 定を要す (再認定の)	改善によ る 時期)	る再認	
⑤ 総合所見			□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年	改善によっ る 時期) 月	る再認	
5) 総合所見			□ 軽快・ 定を要す (再認定の)	改善によっ る 時期) 月	る再認	
⑤ 総合所見			□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年	改善によっ る 時期) 月	る再認	
5) 総合所見 上記のとおり診断する。併せて以	「下の意見を付す。		□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年	改善によっ る 時期) 月	る再認	
	「下の意見を付す。		□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年	改善によっ る 時期) 月	る再認	
上記のとおり診断する。併せて以年 月 日	下の意見を付す。		□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年	改善によっ る 時期) 月	る再認	
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又			□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年	改善によっ る 時期) 月	る再認	
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所	は診療所の名称 在 地	師氏名	□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年	改善によっ る 時期) 月	る再認	
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所	は診療所の名称 在 地 当科名 科 医		□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年 □ 再認定	改善によっ る 時期) 月		
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担	は診療所の名称 在 地 !当科名 科 医 意見 〔障害程度等級につい		□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年 □ 再認定	改善によっ る 時期) 月		(E.,
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担 身体障害者福祉法第15条第3項の	は診療所の名称 在 地 当科名 科 医 意見 〔障害程度等級につい 法別表に掲げる障害に		□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年 □ 再認定	改善によっ る 時期) 月		
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担 身体障害者福祉法第15条第3項の 障害の程度は、身体障害者福祉 ・該当する ・該当しない	は診療所の名称 在 地 当科名 科 医 意見 〔障害程度等級につい 法別表に掲げる障害に (級相当)	ても参考意見を記ん	□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年 □ 再認定	改善による 時期) 月 は不要		(E.,
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担 身体障害者福祉法第15条第3項の 障害の程度は、身体障害者福祉 ・該当する	は診療所の名称 在 地 当科名 科 医 意見 〔障害程度等級につい 法別表に掲げる障害に (級相当)	ても参考意見を記ん	□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年 □ 再認定	改善による 時期) 月 は不要		(E.,
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担 身体障害者福祉法第15条第3項の 障害の程度は、身体障害者福祉 ・該当する ・該当しない (注) 1 「①障害名」欄には、	は診療所の名称 在 地 当科名 科 医 意見 〔障害程度等級につい 法別表に掲げる障害に (級相当)	ても参考意見を記んないである。	□ 軽快・ 定を要す (再認定の 年 □ 再認定	改善による 時期) 月 は不要		(E.,
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担 身体障害者福祉法第15条第3項の 障害の程度は、身体障害者福祉 ・該当する ・該当しない (注) 1 「①障害名」欄には、 痺、心臓機能障害等を記 脳卒中、僧帽弁膜狭窄等	は診療所の名称 在 地 当科名 科 医 意見 〔障害程度等級につい 法別表に掲げる障害に (級相当) 現在起こっている障害、例え 込し、「②原因となった疾病	ても参考意見を記 ば両眼視力障害、i ・外傷名」欄には、 してください。	□ 軽快・ 定を要す (再認定	改善による 時期) 月 は不要		(E.,
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担 身体障害者福祉法第15条第3項の 障害の程度は、身体障害者福祉 ・該当する ・該当しない (注) 1 「①障害名」欄には、 痺、心臓機能障害等を記 脳卒中、僧帽弁膜狭窄等	は診療所の名称 在 地 当科名 科 医 意見 〔障害程度等級につい 法別表に掲げる障害に (級相当) 現在起こっている障害、例え	ても参考意見を記 ば両眼視力障害、i ・外傷名」欄には、 してください。	□ 軽快・ 定を要す (再認定	改善による 時期) 月 は不要		(E.,
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担 身体障害者福祉法第15条第3項の 障害の程度は、身体障害者福祉 ・該当する ・該当しない (注) 1 「①障害名」欄には、 痺、心臓機能障害等を記 脳卒中、僧帽弁膜狭窄等	は診療所の名称 在 地 出科名 科 医 意見 〔障害程度等級につい 法別表に掲げる障害に (級相当) 現在起こっている障害、例え 込し、「②原因となった疾病 原因となった疾病名等を記入 ため、宮崎県社会福祉審議会	ても参考意見を記 ば両眼視力障害、i ・外傷名」欄には、 してください。	□ 軽快・ 定を要す (再認定	改善による 時期) 月 は不要		(E.,
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担 身体障害者福祉法第15条第3項の 障害の程度は、身体障害者福祉 ・該当する ・該当しない (注) 1 「①障害名」欄には、 痺、心臓機能障害等を記 脳卒中、僧帽弁膜狭窄等 2 障害区分や等級決定の	は診療所の名称 在 地 出科名 科 医 意見 〔障害程度等級につい 法別表に掲げる障害に (級相当) 現在起こっている障害、例え 込し、「②原因となった疾病 原因となった疾病名等を記入 ため、宮崎県社会福祉審議会	ても参考意見を記 ば両眼視力障害、i ・外傷名」欄には、 してください。	□ 軽快・ 定を要す (再認定	改善による 時期) 月 は不要		(E.,
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担 身体障害者福祉法第15条第3項の 障害の程度は、身体障害者福祉 ・該当する ・該当しない (注) 1 「①障害名」欄には、 痺、心臓機能障害等を記 脳卒中、僧帽弁膜狭窄等 2 障害区分や等級決定の ついてお問い合わせする	は診療所の名称 在 地 出当科名 科 医 意見 〔障害程度等級につい 法別表に掲げる障害に (級相当) 現在起こっている障害、例え 込し、「②原因となった疾病 原因となった疾病名等を記入 ため、宮崎県社会福祉審議会 場合があります。	ても参考意見を記 ば両眼視力障害、i ・外傷名」欄には、 してください。	□ 軽快・ 定を要す (再認定	改善による 時期) 月 は不要	(II)	(E.,
上記のとおり診断する。併せて以 年 月 日 病院又 所 診療担 身体障害者福祉法第15条第3項の 障害の程度は、身体障害者福祉 ・該当する ・該当しない (注) 1 「①障害名」欄には、 痺、心臓機能障害等を記 脳卒中、僧帽弁膜狭窄等 2 障害区分や等級決定の	は診療所の名称 在 地 出科名 科 医 急見 〔障害程度等級につい 法別表に掲げる障害に (級相当) 現在起こっている障害、例え 込し、「②原因となった疾病 原因となった疾病名等を記入 ため、宮崎県社会福祉審議会 場合があります。	ても参考意見を記 ば両眼視力障害、i ・外傷名」欄には、 してください。	□ 軽快・ 定を要す (再認定	改善による時 (は不要) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり) (おり	(即)	(E.,

											·		
	所	_	在		地								
	15条指定[原担		44	pri erri	r <i>h</i>			_			
		当	科名		科					A	0		
自体赔"	主 老 垣 がい	上第15夕	第3項の対	音目 〔陰雪	主担帝华《	銀につい							
			帯る頃の♪ 者福祉法♭				しも多ちに		へ」 障害程度 [®]	车級 丰	シェトスポ	3.拗[
			Н ШШД	7112 (- 16)	級相談			部位	等級			 	指数
		•			4210		17-1	HIS LITE	3 162				1030
記入欄													
※記入しないで	-												
ください。								計					
注意 1													、心臓機
							欄には、	角膜混	蜀、先天仁	生難聴	、脳卒中	口、僧	帽弁膜狭
0		•	った疾病の	- • • • • •	-		日秋 ほン	<i>></i> (Т		`	ある 3 45	トール	該診断書
2			寺級決定で てお問い。					λ — (IET		.)	から以る)(∃	談診断者
	9rj1	<u> </u>	C 40 HJ (· · I	<u> </u>	3-20日11-1	<i>5</i> 99490							
視 野													
ゴール	ドマン型	見野計											
(1)	周辺視	野の評価	(I/4))									
1	両眼の	児野が中の	心10度以同	勺								を	
	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	7		ے	
右										度	(≦80)		
左		. ~ [0,007	10017 -	1 131 1 - 1	5 10 - 7					度	(≦80)		
2	両眼に。	よる視野	が2分の	1以上のグ	尺損 ((はい・い	いえ)						
視 野													
	ドマン型	見野計											
(1)	周辺視	野の評価	(I/4))									
1	両眼の	児野が中の	心10度以同	勺)	
	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計			に	
右										度	(≦80)		
左										度	(≦80)		
2	両眼に	よる視野	が2分の	1以上のク	欠損(はい	() • ()();	₹)						
			庫及び乳幼							を呈	を		
			般の測定							→ □			
			庳及び乳⅓ 般の測定♪							と主	に、		
その他			取り側に,	万伝を用い	1000	の有しく	下門は場合	ゴに週用	900		_		
		–	発作中の	心雷図所目	目 (発作)	医月月記記				1	を		
その他) <u>[</u> [[]]			1 / 1 11 11 11 11	7						
	<u>⊸ . ⊒⊬⊒</u> /	. , , , =]			
不整脈	発作のあん	る者では	発作中の	心電図所見	見(発作年	年月日記載	載)			J			
* 7	植込型除網	細動器の	作動があ	った場合	も記載して	てください	,0						
											に、		

	_
「ア ペースメーカ (有 ・ 無)	
イ 人工弁移植、弁置換 (有・無)	を 」
「ア ペースメーカ (有 ・ 無)(手術日 年 月 日)	
イ 人工弁移植、弁置換 (有 ・ 無)(手術日 年 月 日)	اد,
「7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)	
8 冠動脈造影所見(年月日)	<u>ح</u>
9 心エコーその他の検査所見(年月日)]
「7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)	_
※ペースメーカ植込後は必ず記入してください。	
8 冠動脈造影所見(検査日 年 月 日)	
	に、
し	100
9 心エコーその他の検査例兄(検査ロ 中 月 ロ)	
J	
「5 動脈血ガス(年 月 日:可能な限りルームエアー下で測定すること。)
(該当する項目が有の場合は、それを裏づける所見を右の〔 〕内に記入すること)	
ア 検査の時の酸素投与の状況〔 有 (ℓ/分)・無 〕	
イ アで有の場合、動脈血採血までの酸素投与を中止した時間 (分)	
ウ O₂分圧 Torr	
エ C O 2分圧 Torr	を
オpH	5
カ 採血より分析までに時間を要した場合 (時間 分)	
キ 耳朶血を用いた場合:〔	
6 在宅酸素療法の有無 〔有 (ℓ/分)・無〕	
※ 有の場合(常時・労作時)	
7 その他の臨床所見	_
「5 動脈血ガス(年 月 日:可能な限りルームエアー下で測定すること。)
(該当する項目が有の場合は、それを裏付ける所見を右の〔 〕内に記入すること。)	
ァ 検査の時の酸素投与の状況 〔 有 (
イ O2分圧 Torr	
ウ C O 2分圧 Torr	
Ι pH	
オ 採血より分析までに時間を要した場合 (時間 分)	
カ 耳朶血を用いた場合:〔	
6 在宅酸素療法の有無 〔 有・無 〕	
※ 有の場合: 常時 (ℓ/分)	12,
労作時 (ℓ/分)	
7 SpO2 (年 月 日)	
安静時(%)〔酸素投与有(****)*無〕	
労作時(%) 〔酸素投与 有(ℓ/分)・無 〕	
8 その他の臨床所見	
J	1
	7
┃	
(1) 種類・術式 (1) 種類・術式 (1) 種類・術式 (1) 種類・術式	□同胆っしつ
□ 空腸・回腸ストマ □空腸ストマ □空腸ストマ □ □空腸ストマ	
① 種類□ 上行・横行結腸ストマ ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ② ③ ②	1.7
	□S状結腸ストマ
□ その他 <u>[</u> -	

令和 6 年 4 月 1 日(月曜日) 第 496 号

宮崎県公報

② 術式: []	② 術式:_[
③ 手術日: <u>[年 月 日]</u>	③ 手術日: 年 月 日]
	7
Γ	Γ
(3) ストマ造設の状態	(3) ストマの造設の状態
□ 永久的ストマ	□永久的ストマ
□ ストマ閉鎖の見込み有り	□ストマ閉鎖の見込み有
	(理由)
	をして改める。
	□閉鎖を予定している (年月頃)
	□今後の経過により閉鎖の可否を判断する
	(年月頃)
別記様式第7号を次のように改める。	
1	

様式第7号(第8条関係)

身体障害者手帳再交付申請書

写真	4cı	n							年	月		日
※ 貼らずに提出 してください。												
3cm												
申請者												
フリカ [*] ナ 氏 名							生年 月日			年	月	日
居住地												
個人番号												
本人(15歳未満の児童)との続柄							電話	番号				
15歳未満の	児童											
フリが ナ 氏 名							生年 月日			年	月	П
居住地	□ 申請者に同じ											
個人番号												
宮崎県知	事	殿										

先に下記の身体障害者手帳の交付を受けましたが、以下の理由により再交付を申請します。

(いずれかの□にレを付けてください。)

- □ 別障害が発生したため
- □ 障害程度が変化したため
- □ 再認定の時期がきたため
- □ 紛失・破損したため
- □ 年 月 日 のため 障害の手帳を返還し、残りの障害 について手帳の交付を受けるため

記

1 手帳番号 第 号

 2
 交付年月日
 年
 月
 日

 再交付年月日
 年
 月
 日

3 等 級 種 級

4 障害名

(備考)

- 1 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっています。 この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要は ありません。
- 2 写真は、脱帽して上半身を写したもの(申請者の申出により、知事が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)としてください。

また、身体障害者手帳の交付の申請の時から1年以内に撮ったものとしてください。ただし、特別の事情があるときであって、その写真によって本人を認識する上で支障がないときは、この限りでありません。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 186号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名		称	所	在	地
国民優所	康保険語	者塚診療	東臼杵郡諸塚	村大字家代	3063番地

2 救急診療所の認定の有効期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

宮崎県告示第 187号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保	指定居宅事 業	サービス 美 所	指 定 居 宅 事	サ ー ビ ス 巻 者	指 定	サービスの	
険 事 業 所 番 号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種 類	
4570303026	訪問介護つなぐ本 舗	宮崎県延岡市三須 町1143番地	つなぐ本舗株式会 社	宮崎県延岡市三須 町1143番地	令和6年2月1日	訪問介護	
4570204836	NCS	宮崎県都城市梅北 町9438番地	株式会社ジョイン トライフ	宮崎県都城市梅北 町9438番地	令和6年2月10日	訪問看護	

宮崎県告示第 188号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指定介サービ	護 予 防ス 事業 所		護 予 防ス 事業者	指 定	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570204836	NCS	宮崎県都城市梅北 町9438番地	株式会社ジョイン トライフ	宮崎県都城市梅北 町9438番地	令和6年2月10日	介護予防訪問看 護

宮崎県告示第 189号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第75条第2項の規定により 、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。 令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護 保険 事業 所番号	指定居宅 事 [*]	サービス	指定居宅 事 Z 名 称 又 は 氏 名	サービス者主たる事務所の所在地	廃 止 年月日	サービスの 種 類
4560690077	かかりつけ訪問看 護ステーション ふた葉	宮崎県日向市江良 町4丁目81番地柏 田テナント1階北 側号室	株式会社ゆう	宮崎県日向市財光 寺中ノ原1158番地 7	令和6年2月29日	訪問看護
4570201006	企業組合居宅サー ビスなごみ	宮崎県都城市早鈴 町3214番地	企業組合居宅サー ビスなごみ	宮崎県都城市早鈴 町3214番地	令和6年2月29日	訪問介護
4570900367	訪問介護ステーションえいわ	宮崎県えびの市浦 365番地83	株式会社えいわ	宮崎県えびの市浦 365番地83	令和6年2月29日	訪問介護
4510510029	医療法人相愛会桑 原記念病院	宮崎県小林市細野 167	医療法人相愛会	宮崎県小林市細野 167番地	令和6年2月29日	短期入所療養介 護

宮崎県告示第 190号

介護保険法(平成9年法律第123号)第 115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保	指 定 介サービス	護 予 防 事 業 所	指 定 介サービス	護 予 防 ス 事 業 者	廃止	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類類
4560690077	かかりつけ訪問看 護ステーション ふた葉	宮崎県日向市江良 町4丁目81番地柏 田テナント1階北 側号室	株式会社ゆう	宮崎県日向市財光 寺中ノ原1158番地 7	令和6年2月29日	介護予防訪問看 護
4510510029	医療法人相愛会桑 原記念病院	宮崎県小林市細野 167	医療法人相愛会	宮崎県小林市細野 167番地	令和6年2月29日	介護予防短期入 所療養介護

宮崎県告示第 191号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則 第 130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ た同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第 1 23号)第 113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、そ の指定を辞退した。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業	指定介言医療	雙療養型 施 設	開調	设者	辞退	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4510510029	医療法人相愛会桑 原記念病院	宮崎県小林市細野 167	医療法人相愛会	宮崎県小林市細野 167番地	令和6年2月29日	介護療養型医療 施設

宮崎県告示第 192号

宮崎県公報

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年4月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	区	間	新旧	敷地の 偏 員	延	長
番号	種	類	始脉石		ΙĦĴ	の別	(メートル)	(×-	トル)
3	県道	道	日南志	日南市大	字	IΗ	4.6 ∼	740	0.0
			布志線	大窪字井	丰		16.5		
				尾3374番	£4				
				地先から	同		8.2~	736	6.6
				市同大学	字		47.4		
				苗代平20	684				
				番1地先	Еŧ	新	8.2~	736	6.6
				で			47.4		

宮崎県告示第 193号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和6年4月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
54	県道	酒谷榎原線	日南市大字 大窪字井手 尾3374番4 地先から同 市同大字字 牧之原3167 番1地先ま で	新	4.6~ 64.3 8.2~ 64.3	1, 141 . 3 401. 1

宮崎県告示第 194号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年4月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	路線名	区間	供用開始の期日
番号	種 類	始		供用開始の朔日
54	県道	酒谷榎 原線	日南市大字 酒谷字榎ケ	令和6年4月1日

	久保乙1906 番1地先か ら同市同大 字字松ケ迫 乙2879番3 地先まで	
	地先まで	

宮崎県告示第 195号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾 事務所において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港名			港	湾	施	設			
俗 石	区分	種類	位置	(図面対	象番号)	数	量	能	力
延岡新港	外郭施設	防砂堤	地先	市新浜町 - 2 - 1		延長 13.5 トル	メー		端高 2メ 、ル
細島港(商業港地区))	港湾境施設	そ他港の境整のめ施(衆所のの湾環の備たの設公便)	坂町	市大字細 769- 4 - 7 - 2	の一部	総床 59. 方メ ル	05平		
美々津港	航行 補助 施設	航路標識	津海	市美々津 岸地先 -1-5		5基		灯色黄色	

宮崎県告示第 196号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾 事務所において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港名			港 湾 施	設	
伦 石	区分	種類	位置(図面対象番号)	数量	能力
古江港 (直海 地区)	荷さ ばき 施設	荷さ ばき 地	延岡市北浦町市振37 90番24地先 (F-4-1)	面積 266平方 メートル	アスフ ァルト 舗装
			同上 (F-4-2)	面積 608平方 メートル	アスフ ァルト 舗装
	保管 施設	野積場	同上 (H-2-2)	面積 892平方 メートル	アスフ ァルト 舗装

宮崎県告示第 197号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所 において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成30年宮崎県告示第 807号)は 、廃止する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

进力			港	湾	施	設			
港名	区分	種類	位置	(図面対	象番号)	数	量	能	力
宮崎港	水域施設	航路		市高洲町 − 1 − 1			50.0 トル	水 3 ト 幅 80 ト か 20 ト	5メル 10メル 10メル 10メ
			浜地	市阿波岐 先 — 1 — 3			69.0 トル	部 . 0 > // 暫) 幅	0、な () 1 0.0 (

泊地	宮崎市港3丁目4番 地先 (A-2-1-1)	面積 114,036 平方メー トル	水深 9.0メ ートル
	宮崎市港2丁目12番 地先及び宮崎市港2 丁目20番地先 (A-2-1-2)	面積 97, 763平 方メート ル	水深 7.5メ ートル
	宮崎市港1丁目12番 地先及び宮崎市港1 町目13番地先 (A-2-2)	面積 41,850平 方メート ル	水深 3.5メ ートル
	宮崎市港1丁目7番 地先及び宮崎市港1 丁目9番地先 (A-2-3)	面積 5,600平 方メート ル	水深 2.0メ ートル
	宮崎市港1丁目18番 地先及び宮崎市港2 丁目1番地先 (A-2-4)	面積 5,880平 方メート ル	水深 1.0メ ートル
	宮崎市港東1丁目5 番地先及び宮崎市港 東1丁目6番地先 (A-2-6)	面積 105, 570 平方メー トル	水深 4.5メ ートル
	宮崎市港1丁目18番 地先 (A-2-7)	面積 28, 220平 方メート ル	
	宮崎市港東1丁目2 番地先 (A-2-8)	面積 5,963平 方メート ル	水深 4.0メ ートル
	同上 (A-2-9)	面積 4,326平 方メート ル	水深 3.5メ ートル
	宮崎市港東3丁目1 番地先 (A-2-10)	面積 114,700 平方メー トル	水深 5.5メ ートル

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第

宮崎県公報

12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(令和3年宮崎県告示第28号)は、 廃止する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港名			港湾施	設	
伦 石	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数量	能力
古江港(直海地区)	外郭施設	護岸	延岡市北浦町市振37 90番24地先 (B-5-15)	延長 145.0メ ートル	天端高 4.0メ ートル
			同上 (B-5-16)	延長 10.0メー トル	天端高 4.0メ ートル
	係留施設	物揚場	同上 (C-6-7)	延長 135.0メ ートル	水深 3.0メ ートル
	臨港 交通 施設	臨港 道路	同上 (D-1-6)	延長 146.2メ ートル	幅員 7.0メ ートル
	保管施設	野積場	同上 (H-2-1)	面積 679平方 メートル	アスフ ァルト 舗装

宮崎県告示第 199号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(令和5年宮崎県告示第27号)は、 廃止する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

	港名			港湾	施	設			
		区分	種類	立置(図面対象	象番号)	数	量	能	力
	古江港 (古江 地区)	臨港 交通 施設	駐車場	延岡市北浦町 鶴山2931番31 (D-4-1		面積 2,7 方メ ル	73平 ート	アファ州舗装	レト
				同上		面積		アフ	スフ

				(D-4-2)	2,465平 方メート ル	ァルト舗装	
		港環境整備設	緑地	同上 (L-2-2)	面積 65, 972平 方メート ル		
	細島港	係留 施設	係船くい	日向市船揚町1-4 地先 (C-3-5)	延長 29.3メー トル	水深 7.0メ ートル	
	平岩港	荷さばき施設	荷 さ 地	日向市大字平岩字上 舟人21-13 (F-4-1)	面積 980.01平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装	
				日向市大字平岩字上 舟人21-14 (F-4-2)	面積 710.34平 方メート ル	コンク リート 舗装	
	宮崎港	外郭施設	防砂堤	宮崎市阿波岐原町前 浜4277番1地先 (B-2-6)	延長 100メー トル	天端高 6.6メ ートル	
		港湾 環境整備 施設	緑地	宮崎市新別府町前浜 1400番14及び宮崎市 新別府町前浜1400番 10地先 (L-2-16)	面積 17, 912. 1 平方メー トル		
	福島港	係留施設	係船 浮標	串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-1)	1基	水深 2.0メ ートル	
				同上 (C-2-1-2)	1基	水深 2.0メ ートル	
				同上 (C-2-1-3)	1基	水深 2.0メ ートル	
				同上 (C-2-1-4)	1基	水深 2.0メ ートル	
				同上 (C-2-1-5)	1基	水深 2.0メ ートル	
				同上	1基	水深	

(C	-2-1-6)		2.0メ
同上 (C	: -2-1-8)	1基	水深 2.0メ ートル
同上 (C	: -2-1-9)	1基	水深 2.0メ ートル
同上 (C	-2-1-10)	1基	水深 2.0メ ートル

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ドラッグコスモス志和池店 都城市上水流町2325番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 令和5年11月29日
- 3 意見の概要 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年4月1日から令和6年5月1日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル都城都北店 都城市都北町 717-4 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の名称及び所在地の変更 令和5年12月22日
- 3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和6年4月1日から令和6年5月1日まで

漁業法(昭和24年法律第 267号)第14条第9項の規定により、宮崎県において資源管理を行うための方針を令和6年4月1日付けで別冊のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

河川法(昭和39年法律第 167号)第16条の2第1項の規定により 定めた耳川水系河川整備計画を変更した。

なお、変更後の計画は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県日向 土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称 宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称
- (1) 種類 宮崎広域都市計画道路
- (2) 名称

3 • 4 • 12号東十文字通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称 宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称
- (1) 種類

宮崎広域都市計画道路

(2) 名称

3・5・21号光ケ丘梅野通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年4月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称 宮崎市
- 2 都市計画の種類及びその名称
- (1) 種類 宮崎広域都市計画道路
- (2) 名称

3・5・38号正手松之木田線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県宮崎土木事務所